

平成28年度 第2回東久留米市立図書館協議会 概要録

日時 平成28年7月8日(金) 午後2時00分～4時25分
場所 東久留米市立中央図書館 視聴覚ホール
出席 (以下敬称略)
図書館協議会委員：鈴木増雄（委員長）、山浦桂子（副委員長）、
浅見僚子、菅沼法子、池口頌夫、吉川久美子、大矢由紀子、
大木一恵、吉田利宏
市：直原教育長 師岡教育部長 岡野図書館長
欠席 図書館協議会委員：荻田寿子
傍聴人 18人

(開会前に、新委員で委嘱書を未交付の山浦、菅沼両委員に委嘱書を交付)

1 開会

(委員の半数を超える9名の出席があったため、東久留米市立図書館協議会運営規則
第4条第2項の規定により会議は成立)

図書館長 東久留米市教育委員会教育長よりご挨拶を申し上げます。

教育長 本日は第二回の図書館協議会ということで、よろしくお願い致します。

前回ご報告しました通り、昨年度教育委員会事務局を中心に第二次図書館のあり方に関する検討委員会を組織致しました。

委員会では「第一次図書館のあり方に関する検討委員会報告」以降の本市の図書館の改革状況を検討し、成果や課題の評価を行い、今後のあり方について一年間かけて議論してきました。その結果として目指すべき図書館像、またそれを実現するための運営方法について、報告書をまとめています。

現在教育委員会、4人の教育委員と私で方向性について検討しているところでございます。今日は、「第二次あり方に関する検討委員会報告」についても議論していただけたことですので、皆様の議論を十分に伺いたいと思ひ、出席させていただくことにしました。よろしくお願い致します。

委員長 ありがとうございました。

2. 決定事項

平成27年度の図書館事業への図書館協議会評価について

委員長 事務局で整理した内容へのご意見を伺い、協議会の決定としたいと思います。
委員 評価のことではありませんが、協議会の会議録を速やかにインターネットで公開するよう再度お願いします。全てできれば一番いいが、それは時間がかかってしまうので、今日の会議録からお願いしたいと思います。

委員長 今のご提案について、いかがでしょうか。
この議事録は委員の皆様のお名前も入れた形で公開しますか。

委員 この会自体が公開ですので、委員の名前も入るかと思います。ただ、私自身が他の審議会などに出席した際には、会議録を回して、各委員の了解を経たうえでホームページに掲載する手続きを行っていました。

委員長 本日オブザーバーとして市民の皆様もいらしてますが、委員の皆様この件についても了解でよろしいですね。
本日は普段よりも多くの方に傍聴していただき、大変うれしく思います。

委員 何か公開の制限のようなものはあるのでしょうか。

図書館長 本日も第一回図書館協議会の概要録を配布しており、今までは公開しておりません。市の公文書として記録はされていきます。もっとも公開する場合概要録の形でよいか、表記の仕方についても工夫が必要かと思うのでお時間をいただきたい。協議会の意向であれば、公開方法などは検討していきたいと思います。ただ、委員の皆様の内容確認が必要になるかと思います。

委員長 委員の確認は必要だが、少なくとも今回からは議事録を公開するということがよろしいでしょうか。

(異議なし)

では、平成27年度の評価についてはいかがでしょうか。

委員 第一回の議事録の私の名前が違いますので修正願います。

図書館長 名前表記については早急に訂正させていただきます。
この事業評価をまとめるにあたって、別途皆様からのご意見も全文書き起こして配布しております。そちらは項目をまとめており、図書館協議会の評価や意見として、先にお配りしました図書館の自己評価表と合わせて、公表させていただきたいと思います。

委員 図書館でまとめた全体評価で足りるかと思うので、個々の委員の評価資料について、公表するかは検討事項としていただきたいと思います。

図書館長 委員別の評価については、あくまで参考資料として配布したものです。

委員長 では、取りまとめた評価を協議会の評価とします。

【会議での意見・修正等なし 内容について決定】

3. 協議事項

第二次東久留米市立図書館のあり方に関する検討委員会の報告について

委員長 本件について、協議会委員の全員からご意見を伺いたいと思います。色々な立場の委員の方がいらっしゃいますし、どなたからでも結構です。図書館からの経過報告はございますか。

図書館長 前回、内容については簡単に説明しております。
今年3月に報告書が提出され、現在教育委員会で今後の図書館の方向性を議論しており、今後決定していきます。これにあたって、図書館協議会の協議結果をお届けして、検討していきたいと思います。

本日は、報告書の内容の質問等はお受けしますが、委員の皆様の協議を優先していきたいと思っております。教育委員会への報告の方法についても議論していただければと思います。

つきましては報告書に沿いまして、図書館の現状、新しい体制になっての運営、図書館の将来像についてご意見を伺えればと思います。

委員長 市民の皆様からも要望書が3通ほど来ております。

図書館長 現在、教育委員会で図書館の今後の方向性を議論して定めると公表していることもあり、東久留米市教育委員会に3通請願をいただいております。これについては、教育委員会にはまだ報告されておられませんので詳細はそちらで報告することとなります。

また、東久留米市立図書館協議会宛に3通の要望書をいただいております。提出されたのは前図書館協議会委員の方、地域文庫親子読書連絡会、学校図書館を考えるつどい東久留米の方々です。要望書を読ませていただきます。一件目要望書「東久留米中央図書館の民間事業者導入を進めるにあたり十分な検討、話し合いと、市に対して公正な立場での進言を要望します。要望の趣旨1：図書館にとって重要な業務である選書・除籍・レファレンス・地域資料の収集などの事業を指定管理者委託によって断ち切るとことは改革ではなく後退であり図書館専門職員が長年積み重ねてきた経験・ノウハウを失うことが懸念されます。2：音訳ボランティアとしてハンディキャップサービス担当者に協力して利用者（視覚障害者）へ音訳サービスを行っております。また、より良いサービスを行うために図書館主催の講習受講などにより技術の研鑽をしています。これらの事業は現在図書館主導で進めていますが、

指定管理者に移行した場合、今より質を落とさずに行えるのか懸念されます。」前図書館協議会委員で音訳ボランティアの佐藤光子さんからいただいています。

二件目要望書「東久留米市立中央図書館の運営及び業務の民間事業への委託に反対する要望 趣旨1：現在市内の図書館の地区館3館は民間事業者に指定管理されていますが、選書等の専門業務や市の歴史資料を保存する役割は中央図書館が責任をもって担っています。こういった長期的視野をもって行う業務は市が継続して担うべきと考えます。公文書管理や市政情報の資料収集保存などは庁内連携が必要な業務は市が責任をもって担うべきと考えます。」以上『東久留米地域文庫親子読書連絡会』からいただいています。これと同じ文面で、『学校図書館を考えるつどい東久留米』からもいただいています。

以上はこの会が始まる15分ほど前にいただいたもので、次第には入れられませんが、報告いたします。

委員長 では、図書館のこれまでの評価を踏まえて、その発展として今後の図書館像について進めていきたいと思えます。

委員 非常に大きな問題として、指定管理者と業務委託、市が責任を持って行う業務の、どこがどう違うのか説明していただきたいと思えます。

委員長 その議論をする前に、今までのメリット・デメリットを伺ったうえで議論を進めていきたいのですが。

委員 大きなことなので、もっと具体的に説明してもらわないとわかりません。

図書館長 では、報告書の17ページをご覧ください。報告書では、地区館に指定管理者（株式会社図書館流通センター。以下当該企業を示す場合はTRC、運営主体を示す場合は指定管理者とする。）導入後3年の評価について検討し、一定の成果はあったと結論しております。その上で中央図書館も地区館にいた市の職員が集まり前進することができました。これら2点から、今後は民間活力を導入していくということが、この報告書の提案となっております。既に地区館では指定管理者が運営していますが、この指定管理者は業務委託とは異なります。

業務委託は、市がある業務について民間事業者と契約して、業務を行ってもらい、いわゆる契約関係にあります。市が直接統括していくことは残す、つまり図書館長は市の職員が残り、主だった業務も市の職員がやっけていき、市職員だけではできない部分や課題は民間の方にお願ひします。具体的には施設管理全般、返却業務や、書庫への収容業務や窓口の軽微な業務など定型化できる業務です。本市の学校図書館は業務委託を導入しており、決まった業務を行っています。

しかし指定管理者制度では、本来市が持っている権限を、議会で議決して条例で指定管理者に移譲します。平成24年度まで市の係長職が地区館長として地区館を統括し、その上にそれらを統括する図書館長、教育部長という形になっていたものが、25年度以降地区館には、市議会で議決した民間企業の社員に職務を行わせています。こちらを導入した場合、中央図書館の館長は民間の方です。本市においては、隣の生涯学習センターやスポーツセンター、地区センターなどの運営は指定管理者です。

委員長 協議会の委員からも意見書をいただいていますので、ご本人からご紹介いただければ議論が発展するかと思いますがいかがでしょうか。

委員 図書館が市で行う業務として大事なことがいくつかあるかと思います。一番は選書と除籍、これは図書館の最重要課題だと考えております。また、市史の編纂業務も重要だと考えます。歴史・保存については特に公文書が重要になってくるかと思いますが、それも市が責任を負うべき業務だと考えます。学校業務への助言と推進についても調べ学習等への助言は中央図書館からの支援がないと担っていけないと感じ、図書館への全面的な指定管理者制度の導入はそぐわないと考え、意見書を提出しました。中央図書館ができる前の時代からまちには移動図書館が来て、市民みんなが集まって利用していました。図書館が市民にとって重要だったことがわかると思います。

委員 かつて地区館に指定管理者が導入される時、皆さん不安に感じたのではないかと思います。この図書館協議会の評価を含めて、概ね地区館への指定管理者の導入は上手くいっている、とされています。

その理由の一つは、中央図書館が中央らしい事業を展開できていることです。今3年目なので取り組みを継続しているところですね。一方で郷土資料などについてはまだ不十分です。地区館に指定管理者を導入したので、中央図書館が引き続き力を入れていかなければ市民へ説明ができないと思います。

中央図書館の役割には2つあって、ひとつは一番大きな図書館としての役割、そして図書館の司令塔としての役割です。この役割が渾然一体となってこの3年間やってきたわけです。一方、指定管理者を導入してから、この3年を見てきて、ほかの自治体でも指定管理者ありきではなく、自治体の役割がより大事と考える方に向かっています。導入時に自治体が指定管理者をきちんと指揮しておらず、指揮系統が不十分だと、トラブルを引き起こす要因になります。東久留米市では市の中央図書館が地区館をきちんと指揮していましたし、地区館も住民の意見を聞く器があったと思います。今の3年間は概ね上手くいっていた。というのが私たちの評価だったかと思います。

委員 現在の指定管理者を導入するのに4年、あるいはそれ以上かかったかと思えます。ずいぶんと議論を重ね、あらゆる弊害をチェックできる機能を確立し

て導入したわけです。現在全国で指定管理者による不祥事が起こっているが、東久留米市ではそうならないシステムができています。中央図書館と地区館の意見のすり合わせや打ち合わせなどは行っていますよね。

図書館長 会議は毎月行っています。指定管理者の地区館長が来館され、モニタリングを兼ねて報告を受け、私たちがお願いした業務をきちんと行っているかを確認しています。

選書は、試行錯誤もありましたが、現在は各館で目標を持って選書をしています。ただ、最終的に決めるのは、中央図書館の選定会議の場です。中央図書館の司書が地区館から来たデータと選定会で購入予定の資料のデータと摺り合わせのうえ発注リストを作成し、決裁を経て発注する仕組みです。

除籍も地区館の方が携わっていますが、除籍は選定以上に難しいです。複本（注：市の蔵書上2冊以上あるもの）があるものは地区館が除籍してもいいという決まりですが、それ以外、判断に迷うような蔵書は、中央図書館の選定担当者が判断しています。

もちろん選書・除籍の基準はオープンですが、文書化しても読めば誰でもできるというようなものでもありません。司書の経験年数の差も、市の職員と指定管理者であります。当市の指定管理者は、制度を導入した全国の図書館の半分もの大きなシェアを持っていて、会社の中でノウハウがあるため、司書経験年数が短くても通常業務は適切に行えている面もあると思います。市議会でも司書の経験年数の質問が出ましたが、その差が事業に関する考え方や選書などに影響しているように思われます。

委員 全国の不祥事は、大体丸投げによって起こっているように思います。古本を買ってしまうなど、大手を含めて図書館の基本をなくしてしまっています。中央図書館の責任として、分館のレベルの維持、選書を守る、あるいはレファレンス（注：来館者向けの蔵書を使った課題解決・相談サービス）、図書館の基本を守っていただかなくてはならないと思います。地区館はお客さんに対するサービスが良いです。これはいいことなのでぜひ中央図書館でも見習ってもらえればと思います。

委員長 東久留米市は東京都の中でも大変文化的な市だと誇りを持っておりますが、その文化を担うのに重要な施設として図書館があるかと思います。市民目線で見ても市民の文化水準の維持・向上に図書館は重要な役割を果たしています。

委員 私も東久留米市の図書館は市民が誇れる図書館だと評価しております。また今のお話から、中央図書館は館長をはじめとする人間力を、館長に担う部分が多いのかと思います。先日館長がもうすぐ定年ということを知り、驚いています。中央図書館で長く図書館行政を担ってきた方が定年になると、果

たしてほかの司書の方が育っているのか、不安に感じました。

またTRCが、懸念される問題もクリアできるならばそうしたところにお任せするのもいいのかとも思いますし、中央図書館と地区館が今の関係がベストなのであれば現状を続けたい気持ちもあります。

委員 中央図書館と地区館との関係が良かったのだと感じております。地区館はいろいろ工夫されて集客もされていますし、効果が出ていると思いますが、それは中央図書館が司令塔であるからこそその評価と考えています。全館が指定管理者導入になることは良くないのではないかと、今まで通りの関係性を保っていく方法を検討したほうがいいのではないかと思います。

委員 学校現場の立場から2点申し上げさせていただきます。

中央図書館の指定管理者についてと、教員に図書館についての意見を聞いてまいりました。

まず、中央図書館が指定管理者になるかもしれないという情報は初耳の中で、委員の皆様の意見を聞いておりました。前回の概要録に指定管理者導入の場合、図書館のコストが増える、と書かれています。コストが増えるにも関わらず導入するということはメリットがあるのだらうと思いますが、資料からは読み取れませんでした。中央図書館の司令塔としての役割を指定管理者が果たせるのだらうかと疑問に思い、不安に感じました。

学校現場からは、学校司書の配置時間や、予算を増やしていただきたいといった要望があります。また本以外に視聴覚資料について、例えば小平市ではDVDの所蔵が多く、東久留米でも所蔵が多くなるというのに、といった声がありました。図書館でも方針があつての収集とは思いますが、そのあたりのお考えも伺いたいです。また、マンガについて展示などが行われると聞きました。学校ではマンガを置くというのは非常に冒険でして、図書館でも返ってこないことがあるのではないかと、管理が大変にならないかと、といった不安の声もありました。

委員長 教育現場の声を伺いましたがほかの方はいかがですか。

委員 費用が限られたなかで有効に使うにはどうしたらいいのか、中央図書館と地区館の役割は自ずと違いますが、市としての核はしっかりと残していただきたい、ということは前回からずっと申しておりました。

現在3館に指定管理者が導入され、いろいろと努力されていると思いますが、選書・除籍、特に専門書については、司書の力は必要かと思えます。

長い年月で市の年代構成も変化し、昔は子どもが沢山いて移動図書館を楽しみにしていましたが、今は年配の方が図書館を利用し、良くなったと感じるところもあると思います。図書館が細やかな体制で本に対する興味を持たせているからかと思えます。保護者が子どもを連れて行く場所からはじまり、

学校でも図書室があります。司書の方にはぜひ学校に赴いていただき、本の配置や展示について教えていただきたいと思います。中央図書館では、いろいろな年代の方が利用する想定の中でDVDをどうするか、またマンガを所蔵するかといった議論など、協議会で本に対する意見を伺うことができます。また、戦後70年ということでこの地域住んでいる方の貴重な記憶を資料として保存するための事業、地域を愛するような事業が行われています。地域資料の所蔵も多くあり、ここへ来ると地域を調べることが出来ます。また、学習室の開設により、家の事情など学習環境がない方へも勉強の場を提供していることも良い取り組みかと思えます。

市の図書館として様々な役割があるのだと感じております。地区館についても、その地区の文化を取り入れた事業をされていると思えます。選書・除籍を地区館で協力して行っているということでしたが、資料をバランスよくローテーションしてもいいのかと思えます。

委員長 一点目は地区館に指定管理者が導入され、大手のノウハウを生かして市民に使いやすい図書館として運営していること、二点目は市の特色を生かす図書館のあり方を考えると中央図書館の役割の重要性が出てくる、というご意見だったかと思えます。

委員 昔はマンガが俗悪の犯罪の元のように扱われてきましたが、マンガ・アニメ・CD・DVDは若者の心をつかんでいて、そこから本につながっています。昔は絵本から子供向けの物語、小説という流れだったのが、今は音楽や映像を小さい時から親しんでいる。図書館の収集ではその導入がうまくいってなくて、将来、若者の利用がなくならないか懸念しています。マンガ・アニメ分野は日本政府としても成長分野として捕え、力を入れております。又文化的にみても質・量共に拡大しております。

委員長 マンガは本質を突く説明が簡単に出来、文章で読むより映像のほうが若い人には分かりやすいとも思えます。今の議題の中で、マンガを入れるかといった議論は非常に大きなことです。こうした意見をどこが取り上げ、決めるのかは指定管理者になった場合に危惧されると思えます。

図書館長 27年度事業評価でも、マンガの委員会を作ってはというご提案をいただいています。今年度は図書館の収集方針と選定基準について、時代に合わせて見直そうと考えております。図書館は市民皆様の図書館なので、収集方針をいつでもオープンにしていきたいと考えています。

昨年度の図書館フェスでも、小さなお子さんから「なんでマンガはないの?」といった疑問もありました。学校で聞いたところ新聞を取っている家庭が50%と少なく、インターネットで情報収集しているなど、社会情勢の変化に図書館もアップデートしていかなければならないと考えています。

- 委員 学校現場の立場から、今の中学生とはこんな感じなのだと、知っていただくことで、図書館のあり方にもつながっていくのかと思います。
- 昨年度から、学校には週に1回学校司書の方が出向いてくださるようになり、配架や展示についても、きれいに整ってきました。中学校の図書室は本を読む以上に、生徒にとっての居場所としての役割が大きいのかと思います。
- まちの図書館には、中学生は忙しくて足が向かないのが実態かと思っています。一方で職場体験ではお世話になりますし、試験前の勉強では学習室を利用しているようです。そんな時や、学校宛にいただくプリントなどで、図書館ってこんなところなのかと知ることもあるかと思っています。
- 今は足を運ばない中学生も、いずれ親になったり、時間が出来たりしたときに図書館に行ってみようかな、と思ったその時に、行ける図書館であってほしいと思っています。そのための具体的な方法はわかりませんが、図書館はまちにあるもの、という意識は中学生みんなにありますので、行きたくなる図書館、学校図書室にはないものがまちの図書館にはあることをこれからも発信したいと思っています。
- 委員 昨年度ひとハコ図書館というイベントを中央図書館で見て、考え方が非常に面白いと感じました。本やDVDにしてもそれぞれが専門的になった箱が集まって、素晴らしかったと思います。そうした館内の展示なども図書館に興味を持つきっかけとなるかと思っています。子どもたちが東久留米市で成長していくうえで大事なものであるかと思っています。
- 委員 議論は変わりますが、民営化すれば図書館長の諮問機関である図書館協議会はなくなってしまいます。図書館はいろいろな改革をしていて、その方向で進んでほしいと思います。指定管理者を導入しても、中央図書館を監視する職員は残さなくてはならず、その部分が2重になり結果コストは下がらない。コストのメリットが得られないことは前回の協議会の資料を見ればわかるかと思っています。
- 今までは地区館に民間を導入し、中央図書館は図書館の専門的業務を行う方向だったかと思うが、3年間で急激な方向転換をするのは何なのかその理由を教えてください。
- 委員長 この協議会は市民の代表としての機関で、決定権はありませんが聞くことはできるかと思っています。中央図書館を新しい形にした時のメリット・デメリット、実際の運営の仕方がどうなるのか、協議会は教育委員会の諮問機関になるのかどうかなど、教育長にお伺いすることはできますか。
- 教育長 仮に図書館に指定管理者が導入された場合も、図書館協議会がなくなることは考えておりません。位置づけが図書館長の諮問機関でなく教育委員会直結の諮問機関などの形もありますが、運営形態がどうであろうと東久留米市立

- 図書館がある以上、この図書館協議会にも専門的な方々が多く在籍され、その皆様のご意見を十分にお聞きすることはこれからも必要です。
- 委員 少しよろしいでしょうか。図書館協議会は図書館法（注：第14条に規定されている）の根拠があるから設置されているもので、今教育長が仰っているのは別に条例を定めて審議会を置くという事かと思います。意見を聞く場としてのご答弁としては正しいと思いますが、協議会を民間事業者の運営で設置するというのはあり得ないと思います。
- 教育長 図書館法では、図書館協議会は館長の諮問機関であります。ただし委員は教育委員会が任命し、図書館長の諮問に答える規定です。なので、こういった形になるかは検討の余地がありますが、図書館協議会は必要と考えています。
- 委員 それが変わるんですか。
- 教育長 その法律は変わりません。
- 委員 公的な図書館長がいなくなるので、その諮問機関はおけなくなる。別の形の審議会として作り直すことはあります。
- 教育長 その部分についてはもう少し検討します。運営形態が変わっても図書館長はいます。ただ指定管理者にした場合には図書館長は公務員ではなくなります。
- 委員 本日教育長は、やはり指定管理者にしたいという考えがあっただろうかと思うんです。図書館協議会の存続を考えないほうがいいのではないのでしょうか。
- 委員 図書館長がいなくなるなんて、そんなことがありうるんですか。
- 委員長 地方公務員の図書館長がいなくなるんです。
- 教育長 指定管理者が入れば、そうなります。
- 委員 先ほどから皆さんが仰っているように、教育委員会としてのご意見を伺いたい。
- 委員 教育委員会は現在検討中で、まだ決定していない状態です。今は教育委員会の意見でなく、図書館に民間が導入された場合のメリット・デメリット等、我々の議論の参考になるお話を伺えばよいのではないのでしょうか。
- 委員長 中央図書館に指定管理者を導入した場合、どんなメリット・デメリットがあるのか、参考に伺いたいと思いますがいかがでしょうか。
- 委員 その前に、せっかく本日教育長がお見えになったので、質問したいのですがよろしいですか。教育長の教育に関する理念を伺いたいのですが。急に運営計画の変更の話が出てきて、皆さん驚いているわけです。あり方検討委員会で検討して、それでもなお、指定管理者を導入したいというお気持ちなのかと思い、皆さん危機感を持って本日ここにきているわけです。
- 委員長 もう少し議論する時間にしたい。メリット・デメリットについてお伺いしてよろしいでしょうか。

教育長 教育委員会で検討しているところですので、あくまで私自身がどのように考えているかをお話したいと思います。

第二次図書館のあり方検討委員会の報告で示された今後の中央図書館が何を目指すべきかについては、図書館としてベーシックなところ、書籍などの閲覧、貸出など図書館サービスをさらに向上する必要があるかと思います。ただ、それだけではなく課題解決に役立つ図書館になってほしい訳です。生活上の課題や、仕事上の課題など色々な課題に、図書館を訪れてみていきなり回答はないかもしれないが、示唆を得ることが出来る図書館であってほしいと思います。また、さまざまな文化活動の市民の交流の一つの場にもなってもらいたいと思います。

新しい図書館像は全国的に10年ほどでICT技術の発展もあり、その中で図書館の存在意義について考えられてきましたが、その図書館を実現するにはどうしたらいいのでしょうか。地区館における指定管理者の導入などの経験も踏まえて今後考えていくことになるかと思います。

民間の力を入れるとしても、東久留米市立図書館であることに変わりはないわけです。図書館サービスに対して最終的に必ず市が責任を負う、この体制は確立しなければなりません。なぜそのような話をするかといいますと、先程ご意見のあった選書や除籍の関係です。選書や除籍の日々の積み重ねの結果、蔵書というものが出来てくるわけです。蔵書構成をどうしていくのかは非常に重要で、市が責任を持つことに変わりはありません。収集方針や選定基準は市が責任もって策定しなければなりません。民間事業者を入れたときにきちんとできているのかどうかの評価を行い、もし軌道を外れているならば是正しなければならなりません。それは市の責任においてやらなければならない。しかし選書の実務の部分には民間を入れることはできるのではないかと考えています。

報告書にもありますが、市が直接担うべき部分や効果的と思われる業務以外については民間に委ねましょうという考え方です。では、市が直接やらなくてはならない業務とは何なのか。それは、私の考えは基本的に報告書と同じです。地域関係資料や行政関係資料は市が直接やらなければならないだろうと考えています。また現時点において市が直接行う方がよいと考えられる業務がハンディキャップサービス（注：図書館利用や、読書に障害のある市民に対するサービス）です。民間で不可能かというところというのはないと思いますが、現時点においては市が直接行った方がいいのではないかと考えています。

それ以外のものについては、民間の経営ノウハウ、新しいものを作り出していく企画力、これを競争の中で提案を受けて募った方が、長い目で見て水準

- が得られ、且つ安定的な図書館運営が出来るのではないかと考えています。
- 委員長 今の教育長のご説明に質問がありましたら、お願いします。
- 委員 教育長は教育畑を歩いてこられたのでしょうか。私は市民ですが、失礼ながら教育に関する教育長としての理念をお聞かせ願えればと思います。
- 教育長 教育基本法にも書いてありますが、教育には2つの面があって、個人に着目すれば個人の人格の完成に至るプロセスだと思います。社会から見ると、社会の担い手を育てていく、次の社会を構成する人を育てていくものです。普通は人材育成という言葉を使うかと思います。その2つの面が常により合わさっているもので、常に両面見なければと思います。
- 委員 簡単な質問ですがよろしいですか。一つ目ですが教育長は東久留米市民でいらっしゃるでしょうか。
- 教育長 違います。
- 委員 二つ目は中央図書館をご利用されたことはございますか。
- 教育長 数少ないですがあります。
- 委員 教育長のご説明を聞いて、今やっていることと変わらないように思いますし、現在も十分にやっているように思います。新しい形態でメリットが出る感じがしませんでした。
- 委員長 議論のポイントは中央図書館を新しい形態にした時に抜本的に変わるか、ということですね。
- 教育長 この数年間、中央図書館そして地区館様々な努力をして新しいサービスを開発しながら、目指す図書館像に向かって進みつつあると思っています。それをさらに安定的に長きにわたり良くするための方法を考えています。
- 委員 企画力という点では、民間を使うという手もありうるかとは思いますが、図書館の指定管理者について言えば、非常に寡占体制で企画競争力が働いていない分野になっています。先ほどの話を前提とすると今の地区館と一緒に見ないといけないし、そうなったときに、教育長の仰るメリットは頭ではわかりますが、実際に企画力が発揮されるイメージが浮かばないように思います。指定管理者が教育の現場に入るのがイヤとか嫌いじゃないとかではなく、きちんと説得されれば納得もできるんですが、今のおはなしでは説得がされていません。指定管理者に対してのアレルギーもあるかもしれませんが、メリットが見えてこないなかで決断がしにくいのではないかと思います。
- 教育長 他の自治体の事例なども出てきましたが、その違いは発注者、つまり区なり市が何を求めるのか、どういった図書館にしたいのかを指示書や仕様書や業務要求水準書などに明確に示したのかどうかです。それを示さないで今まで通りでいいといえば民間の事業者は今まで通り行います。そうではなく東久留米市はこんな図書館を目指しています、あなたの会社な

らどう実現しますか、提案してくださいということです。

丸投げはダメ、その通りだと思います。こういった図書館を実現するための具体的な提案を出してください、と仕様書なり募集要項なりに明確に示して、それに手を挙げた民間事業者が、我々ならこういった方法で実現すると提案してきます。その中から市の目指す図書館を具体化してくれる企業を選ぶということを考えております。

委員 教育と業務は全く相反するもの。教育の成果が出るまでの期間は非常に長い
です。図書館は両面があり、あまり短い期間に判断を下すことはどうなんで
しょうか。色々な議論を経て今の中央図書館の形が出来てきました。中央図
書館が良い状態になっていると皆が判断しているのであれば、現状を維持す
る方が良いのではないか。判断するにしても最低3年以上は必要だと思います。

委員 市の専門職は今の図書館長で最後になるのですか。

図書館長 東久留米市の専門職に司書職という職種があり、その職名で任命されてい
るものが現在3名おります。中央図書館開館時（注：昭和54年）に、図書館
長は司書職であることを条例で定めました。現在若干文言は変わりましたが、
図書館に司書を置きたいという市の考え方の表れだったかと思います（注：
現条例第7条第2項では、「館長は、法に規定された司書の資格を有する者
又はその職務の経歴により館の業務を行うのに十分な資質を有している者」
としている）。

今後職名の司書はいなくなりますが、例えば今の図書サービス係長は一般事
務職で採用され、図書館で司書の資格を取得した者です。議会での職員課の
答弁では、一般事務職で司書資格を有する職員が23人います。過去には司
書講習などで、入庁後、司書資格を取得した職員もおります。また、図書館
専門員という図書館の専門業務を担う非常勤嘱託員を17名任用していま
す。

これらの職員をジョブローテーションでまわしていくことで図書館行政は
成り立ちます。

選書やハンディキャップなど職員だけでなく図書館専門員も共に業務をし
ております。地区館の指定管理者の司書率は高いのですがキャリアが大分違
う部分もあり、市の司書職は10年以上働いている者が多いのですが、指定
管理者の司書職の方は5年以下の方が多くなっています。

委員 TRCの会社の力はあると先ほど仰っていましたが、司書の力もあるとい
うことですか。

図書館長 TRCは日本全国でシェアがあり、会社として運営方法のノウハウがあり、
事業についても会社内で事業を共有する体制が出来ているようです。選書に

ついても毎週充実したブックリストを配信していて、効率的になっています。しかし、カスタマイズには対応していない。TRCは全国規模のチェーン店、市立図書館はまちの専門店を想像していただければと思います。

委員長 中央図書館まで指定管理者が導入される場合、図書館の理想像を描いて競争させ、一番良い提案を受ければ安定的な運営になる、と教育長よりご説明を受けたように思いますが、どんな図書館を目指すのかはどこが決めるのでしょうか。また、どのように評価するのでしょうか。

教育長 仮に指定管理者を導入したとしても、図書館行政は市が行います。また、図書館設置者として仕様書通り図書館が運営されているか評価し、時に是正しなければなりません。その仕事は教育委員会に残り、専門の部署が必要になります。そのための人材育成はしなければなりません。これから必要なのは図書館設置者として、指定管理者を適正に管理し指導する力だと思います。その力と直接図書館を運営する力は違うと思っています。それは教育行政と校長の仕事が違うのと同じだと思います。

委員長 ある意味分離するようですが、分離した時の安定性はどうなるのでしょうか。いままでは図書館全体としてインテグレート、統合してきたわけですね。今の教育長のご説明では行政と実務を切り離すということですが、そうすると、統合が問題になると思いますが。

教育長 役割分担を明確にする、ということです。

委員長 一般的に5年で事業者は切り替わっていきます。それで安定性が保たれますか。

教育長 指定管理者を導入する場合に、期間をどうするかといった問題はあります。長ければ安定する可能性もあるが他方、マンネリ化する可能性もあります。競争の要素を入れることでより良い事業者を一定の期間ごとに選ぶことが出来る仕組みが必要だと思います。

委員長 大きな方針としての安定があるかという質問です。

教育長 東久留米市の図書館施策、行政として一貫性が必要ですし、保っていかなくてはなりません。それは行政の仕事として持続的にやっていく必要があります。

委員 今日、教育長にご出席いただいて色々な議論が深まったと思います。ありがとうございました。難しい問題なので、我々は図書館の専門家として、教育委員会の委員の方と懇談の場を持つことは可能でしょうか。

教育長 それは考えておりません。本日出席しましたようにご意見は十分に承りますし、別途皆様からご意見をお出しになるということであれば承ります。

委員 教育委員会としての意思について、教育長はこの場ではご判断が難しいでしょうから、会長の方から申込んでいただいて、それで受けられないというこ

- とであれば仕方ないのかと思います。
- 委員 いや、疑問もたくさん出ているのでそのような機会を作っていただきたいと思います。
- 委員 ただ、7月15日に教育委員会がセットされているんですね。
- 委員 その時に決まるのですか。
- 教育長 決める予定はしておりません。
- 委員 決まってしまったら我々は何もできません。
- 委員 だからもっと話をする必要があるのではないのでしょうか。
- 委員 それまでに協議会をセットすることも難しいと思います。教育委員会について、我々はその意思をどうこうすることは出来ません。
- 委員 判断にこんなスピードが必要なんですか。いい流れが来ているのに急に変わるのなぜなんですか。
- 教育長 今日のご議論は一週間後の教育委員会で報告しようと思っておりますけれども、そこで意思決定することは予定しておりません。
- 委員 その次はいつになりますか。
- 委員 協議会をもう一度開催してもいいかと思いますが、委員長いかがですか。
- 委員 指定管理者を導入するとなると予算の関係があるので我々にそれほど時間は残っていないんです。
- 委員 あり方検討委員会の委員の中には市の職員の方が多くいらして、メリット・デメリットを報告していらっしゃると思います。そのなかで、図書館業務については市が行う、と書いていますよね。
- 教育長 この報告書においては両論併記となっています。
- 委員長 出来るだけ市民の意見を反映させてもらいたいというのが協議会としての本来の役割で、教育長はそれを考慮した上で検討していただければと思います。
- 教育長 私も本日伺いまして、ただお聞きするというだけでは失礼かと思ひまして、私自身がどう考えているかをお話した上でご議論いただきたいと思って本日伺いました。
- 委員 これで終わりじゃあまりにも急で、もう少し意見を出してもいいですよ。
- 委員長 意見を出す機会を設けるのは、現実には可能でしょうか。
- 図書館長 大事なことですし、本日欠席の委員の方もいらっしゃいます。今日の内容は15日の教育委員会に報告させていただきますが、協議会としてはもう少し考えたいというところかと思ひます。
- 委員 不明確なところがあつて議論が終わってしまうというのは一番よくないと思います。納得しなければ何のための協議会かと思ひます。
- 委員 図書館は特殊性があつて、教育と行政は違うのではないのでしょうか。競争の

みが安定ではないと思います。市の役割については納得したのですが。

委員 協議会はもう一度できるのですか。

図書館長 今後、教育委員会の方針が固まった段階でパブリックコメントを取る方向性ですが、それに関わらずもう一度協議会を開催することは可能です。

委員 今までの手法とはあまりにも違うのではないのでしょうか。

委員 前日も協議会から意見書を提出しましたが、教育委員会の会議録を見ると、「法律違反ではないですね。」この一行だけです。教育委員会にとって、図書館行政のウエイトはそれほど大きくない。我々の考えや不安は教育長を通じるのではなく、それぞれの委員の方に聞いていただければと思います。

図書館長 さらに議論を深めていきたいというのが協議会の意見ということで、委員長と相談し方法を検討したいと思います。15日の教育委員会にも報告しますが、引き続き様々なご意見を含めていただくことは必要かと思えます。

委員長 では、今日はありがとうございました。

【協議会として、もう一度意見交換の場としての協議会を開催する方向性を確認】

—以上—